

(2) 施設の整備方針

「重点整備地区における移動円滑化に関する整備方針」に基づいたバリアフリー化の実現にあたって、道路、公共交通及び交通安全等の個別施設の整備は「交通バリアフリー法」や国のガイドライン基準等に適合し実施することになるが、これらの法律や基準によるもののほか、取手市における施設の整備は、主に次のような方針に留意し実施していくものとする。

■施設の整備方針

	施設名	主な整備方針
道路等に関する内容	歩道及び交差点部	<ul style="list-style-type: none"> ●特定経路を構成する道路等は、車いす使用者がいつでもすれ違える幅員（有効幅員：歩道2 m以上、自転車歩行者道3 m以上）を連続的に確保する。 ●歩道等の勾配や歩車道段差等構造はガイドラインに適合するように実施していくが、合わせて、排水施設については、車いすのキャスター等が落ち込まないようにその位置や溝の大きさ等にも配慮する。 ●交差点部等では、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保する。 ●特定経路を構成する道路等は、視覚障害者誘導用ブロックの線状ブロックを連続的に設置するとともに、横断歩道部に警告を促す点状ブロックを設置する。また、視覚障害者誘導用ブロックの色は、路面と容易に識別できる色とし、連続的に色の統一化を図る。 ●また、夜間歩行等に配慮するよう、照明施設にも配慮する。
	休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ●特定経路や準特定経路を構成する道路等で延長の長い区間や、商店街等賑わいのある空間などでは、利用者の意見や歩道の整備状況等を踏まえつつ、休憩や憩いの場所としてベンチや上屋等の休憩施設を設置していく。
	案内標識	<ul style="list-style-type: none"> ●取手駅・戸頭駅構内、両駅駅前広場、取手駅の東西を連絡する地下連絡通路（ギャラリーロード）や東西自由通路及び主要な交差点等には、高齢者や身体障害者等が見やすい位置に、移動の方向を示す案内標識を設置していく。なお、標識の設置にあたっては、既に設置している標識との整合を図るとともに、周辺の景観にも十分配慮する。 ●取手駅・戸頭駅駅前広場等には、総合的な情報内容を提供するように、道路や交差点名などの一般的情報だけでなく、駅周辺の公共施設・歴史文化施設・大規模店舗等の施設案内図、移動円滑化された経路情報等の他、駅前広場内の配置図（バス・タクシー・自家用車の乗降場等）等も提供する。また、取手駅駅前広場は、市の玄関口でもあることから、市全域の主要施設マップ等を設置する。さらに、鉄道・バス等の交通結節点としてバス総合案内システム等も設置する。 ●また、点字や音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備についても十分検討し、設置していく。 ●案内標識を設置するにあたっては、掲示の高さ、デザイン、文字の書体・サイズ等についての統一化を図る。
	立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> ●立体横断施設を新設する場合は、エレベーターの設置を検討する。なお、やむを得ない場合においては、エレベーターに代えて傾斜路及び信号処理等により、歩行者の安全な横断を確保するための施設整備を沿道住民、利用者の意見等を反映しつつ検討する。

■施設の整備方針

	施設名	主な整備方針
道路等に関する内容	駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ●取手駅・戸頭駅の駅前広場は、高齢者や身体障害者等を含むすべての人にとって利用しやすい施設となるよう、交通事業者をはじめとする関係機関と十分調整を図り、連続性・快適性を確保する。 ●駅施設や周辺施設等の境界部分については、管理区分及び施工部分が異なることによる段差が生じないようにするなど、移動の連続性に配慮する。
公共交通に関する内容	駅構内	<ul style="list-style-type: none"> ●取手駅・戸頭駅の出入口からプラットホームへ通ずる経路について、高低差を解消するようにエレベーターやエスカレーター等の昇降施設を設置する。 ●エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機等については、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造とする。 ●出入口からプラットホームまで連続的に視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を設置する。 ●プラットホームと鉄道車両の床面は、できる限り平らにするとともに、その隙間はできる限り小さくする。 ●特定旅客施設以外における関東鉄道常総線各駅の構内についても、順次バリアフリー化の整備を進めていく。
	バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ●バス停留所については、歩道の整備状況や幅員等を考慮した上で、可能な限り上屋等を設置するが、特に取手駅・戸頭駅周辺や病院・住宅団地近隣、利用者数の多いバス停留所等は積極的に設置する。 ●バス停留所の行き先や時刻表等は、見やすく分かりやすい表示とする。 ●バス停留所からバス車両への乗降が高齢者や身体障害者等にとって容易にできるよう歩道の高さ等にも留意する。 ●また、バス停留所には、視覚障害者が乗降位置を認識できるよう、必要と認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	車両	<p>【乗合バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）※⁹の導入を推進し、車両内に車いすスペースを設置することとするが、特に病院や住宅団地など比較的高齢者等の利用が見込まれる系統から順次導入する。 <p>【鉄道車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車両内に車いすスペースを設置するとともに、トイレについては高齢者、身体障害者の円滑な利用に適した構造とする。
交通安全に関する内容	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ●取手駅・戸頭駅周辺や公共施設・病院等周辺の主要な交差点の信号機については、音響機能や歩行者青時間延長機能を整備すること等により、道路の横断の安全を確保する。 ●道路標識及び道路標示について、見やすく分かりやすいものとする。

※9 車体の床面を低くしたバス。歩道の高さを利用して車いすでもスロープ板で水平に乗降することが可能なものがある。